

藤枝市特設サッカーミュージアム開設業務委託業者選定に係るプロポーザル方式実施要領

本実施要領（以下「実施要領」という。）は、藤枝市特設サッカーミュージアム開設業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務名

藤枝市特設サッカーミュージアム開設業務

(2) 業務の目的

本業務は、サッカーのまち 100 周年を機に、藤枝市特設サッカーミュージアムを開設することにより、サッカーを核としたまちづくりを加速させるとともに、子供達に夢を与えることで本市のサッカー人口及び交流人口の増加等に寄与することを目的とする。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日まで

(4) 業務内容

別紙「藤枝市特設サッカーミュージアム開設業務委託仕様書」に基づき実施する。

(5) 見積限度額

28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、事業提案の際の上限額として理解されたい。

(6) 実施方式

公募型提案（プロポーザル）方式

(7) 支払方法

完了払い

（事業完了後、請求があった日から 30 日以内に指定金融機関口座に支払う。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。なお、参加申込事業者は、委託候補事業者決定までの間に、各号に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。

- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成 25 年藤枝市告示第 178 号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成 6 年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 地方税及び国税に滞納がない者。

3 プロポーザルに関するスケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始	令和 6 年 4 月 1 9 日（金）
質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 2 4 日（水） 1 7 時まで
質問に対する回答の公表	令和 6 年 4 月 2 6 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 日（水） 1 7 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 5 月 2 日（木）
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 7 日（月） 1 7 時まで
プレゼンテーション審査	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）
見積合せ執行（委託候補事業者）	令和 6 年 5 月 1 3 日（月） 以降
契約締結	見積合せ終了後に締結

※各実施日については、事務の都合等により変更する可能性がある。

※プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期限及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

- ・ 期限：令和 6 年 4 月 2 5 日（金）午後 5 時まで
- ・ 場所：藤枝市総務部契約検査課

4 書類の提出

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出書類
 - 質問書（第 1 号様式）
 - イ 提出部数
 - 1 部

ウ 提出方法

持参、郵送、メール

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ・参加申込書（第2号様式）
- ・宣誓書（第3号様式）
- ・業務実績調書（第4号様式）
- ・実施体制調書（第5号様式）
- ・会社概要資料（様式任意）

イ 提出部数

1部

ウ 提出方法

持参、郵送、メール

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式任意）
- ・業務工程表（様式任意）
- ・見積書（様式任意）

※消費税及び地方消費税を含む額とし、具体的経費を積算した内訳書を添付すること。

- ・その他参考資料（任意）

イ 提出部数

10部

ウ 提出方法

持参、郵送

エ 提出書類の体裁

上記提出書類をA4フラットファイル等へ綴り、インデックスの活用、ページ番号の附番等により、見やすいものとする。

(4) 提出先等

ア 提出先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1

藤枝市役所 サッカーのまち推進課 推進係 増田・藁科

TEL : 054-643-3138

メール : soccer@city.fujieda.lg.jp

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日（以下「平日」と

いう。)とする。

(5) 留意事項

- ・提出後の書類の追加、修正等は原則認めない。提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分留意すること。
- ・提出書類を持参する場合、受付時間内に持参すること。
- ・提出書類を郵送する場合、配達記録等とし、参加申込期限最終日の受付時間内に必着とすること。
- ・提出書類をメールする場合、件名を「【〇〇】藤枝市特設サッカーミュージアム開設業務委託に係る書類提出(△△)」(〇〇は提出書類名、△△は事業者名)とし、参加申込期限最終日の受付時間内に必着とすること。
- ・本プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- ・参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を提出すること。この場合において、本件以外の事業において不利益を受けることはないものとする。

5 選定方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、本プロポーザルに参加申込をした者から提出された書類によって、実施要領2で定める参加資格を満たすか、藤枝市特設サッカーミュージアム業務プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)事務局が書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和6年5月10日(金)順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

藤枝市役所西館3階 特別会議室

ウ 説明時間

説明10分以内、質疑応答10分程度

※説明準備は説明時間に含めない。

※説明は制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。

エ 説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者3名以内とし、説明は企画提案書等に従い、簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は可能とする。この場合、パソコンは参加事業者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは藤枝市が用意する)

オ 審査項目及び評価の視点

別表1のとおり

カ 候補事業者の選定

企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に評価し、別表1に基づき審査委員会の各審査委員が評価した点を合計して行う。最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、委託候補事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決め、委託候補事業者を決定する。

業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が配点合計の60%に満たない場合は、原則として委託候補事業者として選定しない。ただし、最高得点者が配点合計の60%に満たない場合は、審査委員会の合議の上、委託候補事業者として選定することを可能とする。

6 参加申込者の失格要件

参加申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加申込者は失格とする。

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は委託候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった事業者の場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 実施要領で示された提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) その他実施要領に示す諸条件若しくは指示した条件に違反した場合

7 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (3) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。
- (4) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

8 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

参加資格審査においては、参加資格審査結果通知書（第6号様式）を発送する。

プレゼンテーション審査においては、プロポーザル方式審査結果通知書（第7号様式）を発送するとともに、本市ホームページに掲載する。

なお、公表内容は、以下のとおりとする。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

9 契約の締結

藤枝市は委託候補事業者と協議し、提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、委託候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

なお、契約にあたっては、提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は実施要領2に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者を委託候補事業者に選定する。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提案は、1事業者につき1提案とする。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 契約後、委託候補事業者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。

11 問合せ先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1

藤枝市役所 サッカーのまち推進課 推進係 増田

TEL : 054-643-3138

メール : soccer@city.fujieda.lg.jp